

議案第38号

愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例
の一部改正について

愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年11月30日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、市外の者が地区コミュニティセンターを使用する場合等の使用料の額を引き上げることに伴い、改正する必要があるからである。

愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年愛西市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1号中「1. 5」を「2」に改め、同表備考第3号中「3」を「4」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の愛西市地区コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける使用について適用し、同日前に許可を受けている使用については、なお従前の例による。